

第4回 口頭弁論(11.19)の報告

原告 槌田敦

前回第3回口頭弁論(10月15日)において、被告気象学会は、気象学会誌『天気』の論文審査の適否について、「編集委員会の無制限の自由裁量である」と陳述しました。

そこで、今回、原告はこれに対する反論として『準備書面(4)』を提出しました。要旨、次のとおりです。

第1.はじめに一原告の主張

- ①原告には、被告会員として被告機関誌に投稿論文の掲載を請求する権利または掲載を期待する権利がある。
- ②被告は、これを掲載するか否かを検討する際、「原稿の内容によっては」(細則20条)という合理的な裁量を逸脱してはならない。
- ③その検討にあたって、その前提となる事実認識の合理性を必要とする。
- ④ところが、被告は、投稿論文を誤読して掲載を拒否した。これは、裁量の範囲を逸脱しており、違法である。

第2.被告主張の裁量論の誤り

- 1.被告は、投稿論文を掲載するかどうかは、被告の完全な裁量によると主張するが、民法による明文も、学説も存在しない。
- 2.そもそも裁量とは行政行為の裁量を意味する。行政訴訟法第30条によれば、その裁量に逸脱・濫用がある場合に限り、違法として裁判所はこれを取り消すことができる。
- 3.行政行為において、逸脱・濫用のケースの筆頭に掲げられるのは「事実誤認」のケースである。
- 4.私人の間の民事事件でも、行政の場合と基本的には同一と考えてよい。
- 5.今回、被告は、原告論文の基本的内容の誤読に基づいて、掲載拒否を決定した。
- 6.本件は、重要な「事実誤認」であり、裁量権の逸脱・濫用であり、違法である。

第3、本件の正しい検討方法

- 1.問題点の所在(略)
- 2.原告の法的地位(略)
- 3.被告の掲載拒否行為の違法性の判断(略)
- 4.学会における研究発表の自由と学会民主主義(略)

第4、今後の審理のやり方

原告は、被告による論文審査には前提事実的重大な誤認があり、その判断は裁量の範囲を逸脱し、違法である、と主張する。

審理は、一問一答の証人尋問ではなく、特許裁判で利用される「技術説明会」に準じた「科学説明会」の開催を提案する。

次回、第5回口頭弁論は、12月17日(木)11時、東京地裁第527号法廷です。傍聴をお願いします。